「京都市樹木型納骨施設使用者募集等」企画・運営業務に関する「受託候補者選定 審査基準」及び「企画提案書作成要領」

## 「受託候補者選定審査基準」

#### 1 選定基準

本市に提出された企画提案書,類似業務実績及び見積書について,「京都市樹木型納骨施設使用者募集等企画・運営業務に係る受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において項目別に評価し,最も高い合計点を得たものを委託業者として選定する。

#### く企画提案>

- ① 本業務を遂行するうえでの体制が十分であるか。
- ② 応募者にとって分かりやすい使用者募集を円滑に実施できるか。
- ③ 市民からの問合せ電話等への対応を適切に行えるか。

#### <類似業務の実績>

④ 類似業務の実績は十分か。

## <市内中小企業>

⑤ 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定される市内中小企業であるか。

#### <見積金額>

- ⑥ 消費税及び地方消費税込みの見積額の最低価格を満点(15点)とし、以下の式により評価(小数点第2位以下を四捨五入)する。
  - 15点×(最低提示価格)/(当該事業者の提示価格)

## 2 評価方法

- (1) 点数配分は「3 提案評価項目表」のとおりとする。
- (2) 選定委員会は、「見積金額」を除く各項目についてA~Eの評価を行う。
- (3) 各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。

評価	評価係数		評価内容
A	1.0	優秀である。	: 高度の能力を有している。
В	0.8	満足できる。	: 十分な能力を有している。
С	0.5	平均的である。	
D	0.3	物足りなさを感じる。	:能力が乏しい。
Е	0.1	満足できない。	: 業務を委託することに不安がある。

- (4) 見積金額については、以下の算出式により評価点を算出する。
  - 15点×(最低提示価格)/(当該事業者の提示価格)
  - ※ 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は失格とする。
- (5) 各項目の評価点の合計が60点以上の者のうち、最も高い評価を得たものを 委託業者として選定する。

評価点の合計が60点以上の者がない場合は、再度公募を実施する。

# 3 提案評価項目表

- JAC/NOT	3				
項目	番号	評価内容	配点		
企画提案	1	<ul> <li>○本業務を的確に遂行するうえでの体制が十分であるか。</li> <li>〈主な着眼点〉</li> <li>・同種の業務を経験したスタッフを確保している。又は確保する仕組みがある。</li> <li>・事務処理誤り等を防止するための体制がある。又は構築できる仕組みがある。</li> </ul>	2 0		
	2	<ul> <li>○応募者にとって分かりやすい使用者募集を円滑に実施できるか。</li> <li>く主な着眼点&gt;</li> <li>・募集パンフレットの作成や、インターネット申込みの構築に当たっては、応募者にとって分かりやすい内容のものを円滑に作成・構築できるか。</li> <li>・ 公開抽選会の開催・運営に当たっては、分かりやすく円滑に実施できるか。</li> <li>・ この他本業務全般にわたり、応募者にとって分かりやすい使用者募集を円滑に実施するための創意工夫を凝らした提案がされているか。</li> </ul>	2 0		
	3	<ul><li>○市民からの問合せ電話等への対応を適切に行えるか。</li><li>〈主な着眼点〉</li><li>・ コールセンター等のスタッフの人員体制が十分である。</li><li>・ スタッフ等を教育する適切な仕組がある。</li></ul>	2 0		
類似業務 の実績	4	○同種・類似業務の実績が十分であるか。			
市内中小企業	5	○京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定 される市内中小企業であるか。			
見積金額	6	○以下の算出式により評価点を算出する。 15点×(最低提示価格)/(当該事業者の提示価格)			
		合 計	1 0 0		

# 「企画提案書(「提案評価項目表①~③」)作成要領」

## 1 様式

A4判縦長横書きとする。(任意様式)

## 2 留意事項

- (1) 企画提案書には、以下の項目について、順番に記載すること。
  - ① 業務実施体制 (コールセンター等スタッフの人数を含む。)
  - ② 業務管理者の経歴
  - ③ 業務方針・計画(受託者からの提案事項について、上記3「提案評価項目表① ~③」に沿って記載すること。)
  - ④ 業務フローチャート
  - ⑤ 連絡体制表
  - ⑥ スケジュール
- (2) 提案内容は、専門知識を有していない者でも理解できるよう分かりやすい表現・内容とすること。
- (3) その他
  - ア 提案書には、社名を入れないこと。
  - イ 提出資料に係る作成経費等は応募者の負担とする。
  - ウ 提出資料は返却しない。